

はこだてひかりのガーデン
企画運營業務プロポーザル

募 集 要 項

令和元年 7 月
函館市観光部観光振興課

目 次

- 1 趣 旨
- 2 本要項の位置づけ
- 3 業務内容に関する事項
 - (1) 業務名称
 - (2) 業務目的
 - (3) 業務内容
 - (4) 委託料上限額
- 4 運営要件
 - (1) 開催日
 - (2) 開催場所
 - (3) 原状回復
 - (4) 自然災害等
 - (5) 損害に対する賠償
 - (6) その他
- 5 プロポーザルに関する事項
 - (1) 名 称
 - (2) 主催者
 - (3) 共催者
 - (4) 選定方法
 - (5) 性 格
 - (6) 担当部局
 - (7) スケジュール
- 6 手続き等に関する事項
 - (1) 募集要項の公開
 - (2) 参加申込書の提出
 - (3) 質問書の提出
 - (4) 応募書類の提出
- 7 応募に関する事項
 - (1) 応募者の資格
 - (2) 応募者の制限
 - (3) 応募書類
- 8 企画提案書に関する事項
 - (1) 様式等
 - (2) 提案項目
 - (3) 提出部数等

9 審査に関する事項

- (1) 受託候補者の選定方法
- (2) 審査委員会の設置
- (3) 第一次審査（書類審査）
- (4) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）
- (5) 審査結果の通知
- (6) 審査基準

10 契約に関する事項

11 その他の事項

別紙 開催場所図面

別紙 はこだてひかりのガーデン企画運営業務委託仕様書

別添 各種様式

- 様式1-1 参加申込書
- 様式1-2 参加申込書構成員調書
- 様式2 質問書
- 様式3-1 応募申込書
- 様式3-2 応募申込書構成員調書
- 様式3-3 誓約書
- 様式4-1 類似業務実績調書
- 様式4-2 受託金額見積書

1 趣 旨

函館市では、北海道新幹線の開業により観光客は増加したものの、夏季に比べ冬季に半減する傾向に変化がなく、冬季観光の底上げが喫緊の課題となっていることに加え、年間を通じてイベントで賑わう「フェスティバルタウン」の形成を図るうえでも、集客イベントが少ない冬季のイベントの創出が必要となっているところがあります。

このような中、世界一とも称される夜景を有する函館において、その「光」をテーマとし「見る、遊ぶ、食べる」の多様なコンテンツを含むイベントの実施を予定しております。

本事業プロポーザルは、イベントの企画運営業務を行う事業者を公募するものです。

2 本要項の位置づけ

本要項は、函館市が実施する「はこだてひかりのガーデン企画運営業務」に最も適した受託候補者を選定するプロポーザルに関して、必要な事項を定めるものです。

3 業務内容に関する事項

(1) 業務名称

はこだてひかりのガーデン企画運営業務

(2) 業務目的

冬季観光客の更なる誘客や元町エリアを中心とした観光スポットの賑わいの創出を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

業務内容は、以下に定めるもののほか、別紙「はこだてひかりのガーデン企画運営業務委託仕様書」によるものとする。

- ① はこだてひかりのガーデンの企画運営
- ② 同時期に開催されるイベントとの連携
- ③ 観光客および地域住民に対する効果的な広報宣伝・集客対策
- ④ その他必要な業務
- ⑤ 実績報告書の作成

(4) 委託料上限額

7, 0 0 0 千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

4 運営要件

(1) 開催日時 (予定)

令和2年(2020年)2月8日(土)・9日(日) 16:00～20:30

0

(2) 開催場所

元町公園ほか(別紙 開催場所図面のとおり)

所在地:函館市元町12番18ほか

(3) 原状回復

受託事業者の責めに帰する理由により、施設および設備を破損または汚損した場合は、受託事業者の負担により原状に回復することとします。

(4) 自然災害等

自然災害時および災害の恐れがある等、安全管理上の対応策については、函館市と受託事業者の間で協議を行いますが、最終的な判断は函館市に一任するものとし、受託事業者はその決定に従うものとしします。

(5) 損害に対する賠償

疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他主催者の責めに帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になった場合、受託事業者に損害が生じる場合においても、函館市に対しその賠償を請求することができないものとしします。

また、受託事業者は、その責めに帰する事由により、運営に関し、函館市または第三者に損害を与えたときは、その損害を受託事業者の負担により賠償するものとしします。

(6) その他

・塵芥処理

運営に係る塵芥(飲料容器、調理残渣、廃油、食べ残し、使用済み容器等)について適切に処理し、その費用を負担すること。

・光熱水費

運営施設に係る光熱水費を負担すること。

5 プロポーザルに関する事項

(1) 名称

はこだてひかりのガーデン企画運営業務プロポーザル

(2) 主催者

函館市

(3) 共催者

はこだて冬フェスティバル実行委員会，函館商工会議所青年部

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 性 格

プロポーザルは，参加者の基本的な考え方や能力について，提案を通じて評価するものです。業務の仕様は，企画提案書に基づき，主催者および共催者との合議のもと企画内容を整理いたしますので，選定された提案内容を変更する場合があります。

(6) 担当部局

函館市観光部観光振興課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 (0138) 21-3383 (直通)

電子メール hako-fes@city.hakodate.hokkaido.jp

(7) スケジュール

令和元年(2019年)

7月16日(火)～7月26日(金)	募集要項の公開期間
7月26日(金)	参加申込書・質問書の提出期限
7月30日(火)～8月14日(水)	応募書類の提出期間
8月下旬	審査，受託候補者の決定

6 手続き等に関する事項

(1) 募集要項の公開

① 公開日

令和元年(2019年)7月16日(火)

② 公開方法

函館市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和元年(2019年)7月26日(金)午後5時まで

- ② 提出方法
持参または郵送とします。(郵送の場合には、必ず配達証明付きで、令和元年(2019年)7月26日(金)までに必着)
- ③ 提出書類
 - ・参加申込書(様式1-1)
 - ・参加申込書構成員調書(様式1-2)
※グループで参加する場合のみ提出。
 - ・代表法人等および構成員全員の概要(パンフレット等で可)
- ④ 提出場所
函館市観光部観光振興課

(3) 質問書の提出

- ① 提出期限
令和元年(2019年)7月26日(金)午後5時まで
- ② 提出方法
質問書(様式2)により、持参、郵送または電子メールで提出してください。
※電子メールで提出する場合は、着信していることを電話で担当部局に確認してください。
- ③ 提出場所
函館市観光部観光振興課
- ④ 回答
質問に対する回答は、適宜、函館市ホームページに掲載します。
なお、質問回答の内容は、本要項の追加または修正とみなします。

(4) 応募書類の提出

- ① 受付期間
令和元年(2019年)7月30日(火)から令和元年(2019年)8月14日(水)までの土・日を除く午前9時から午後5時まで
- ② 提出方法
持参または郵送とします。
※郵送の場合には、必ず配達証明付きで令和元年(2019年)8月14日(水)までに必着。
- ③ 提出場所
函館市観光部観光振興課

7 応募に関する事項

(1) 応募者の資格

応募者の資格は次のとおりとします。

- ① 函館市内に本社，支社または営業所等の事務所を有する法人であること。
- ② グループで応募する場合は，構成員の中から代表法人を定めること。
- ③ ①に該当しない法人の場合であっても，①に該当する法人を代表構成員とするグループの構成員として応募が可能です。
- ④ 一つの法人が複数の応募をすることはできない。グループで応募する場合も一つの法人とみなし，複数の提案は認めない。
- ⑤ 本件業務プロポーザルについて，既に参加申込書が受理されていること。

(2) 応募者の制限

応募者またはその構成員となる者は，次の要件を満たしていなければなりません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ② 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を応募書類提出の際，現に受けていないこと。
- ③ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際，現に受けていないこと。
- ④ 応募書類提出の際，会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき，再生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては再生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 審査委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

(3) 応募書類

応募に必要な書類は次のとおりです。

- ① 応募申込書（様式3-1） 1部
- ② 応募申込書構成員調書（様式3-2） 1部
※グループで応募する場合のみ
- ③ 誓約書（様式3-3） 1部 ※すべての構成員分を作成
- ④ 類似業務実績調書（様式4-1） 1部 ※すべての構成員分を作成
- ⑤ 受託金額見積書（様式4-2） 1部 ※積算内訳を添付すること
- ⑥ 企画提案書 正本1部，副本10部
※副本は企画提案者名および法人名を空欄にすること
※企画提案書は，「8 企画提案書に関する事項」に基づき作成すること

8 企画提案書に関する事項

(1) 様式等

- ① 企画提案書の様式は任意とします。
- ② 用紙の規格については、A4判縦【横書き】とします。(A3判用紙の折り込みは可。)
- ③ 文書を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構いません。

(2) 提案項目

当該業務の提案にあたっては、「1 趣旨」および「3 業務内容に関する事

項(2)業務目的」を踏まえた内容とすること。

- ① 会場レイアウト
- ② 会場造成
「光」と「音」などの演出により、幻想的な空間を提案すること。
- ③ 「光」をテーマとしたイベント企画
元町エリアのロケーションを活かした「チューブスライダー」の企画を提案内容に含めるほか、訪日外国人客にも人気があるスノーアクティビティ等、テーマに合わせたイベント企画を提案すること。
- ④ その他の企画等
開催目的をより効果的に達成するために、ファミリー層の誘客や地域住民をはじめ市民の参画に繋がるようなイベントの企画を提案すること。
- ⑤ 飲食ブースおよび飲食・休憩スペース
温かい飲食を提供できる店舗を誘致するほか、来場者が暖を取れる飲食・休憩スペースの設置を提案すること。
なお、最終的には市と協議のうえ、決定する。
- ⑥ 同時期に開催されるイベントとの連携
同時期に開催される光のイベントと連携し、相乗効果が図られるような企画を提案すること。
- ⑦ 広告宣伝等
観光客(外国人観光客を含む)や市民へ対し、効果的な広報宣伝企画を提案すること。
- ⑧ 運営体制等
ア 統括責任者および運営担当者
実際に運営を担当することとなる者について記載すること。
イ 運営体制
運営体制について記載すること。
また、業務の一部を再委託するなど、連携する外部事業者等がある場合は、その連携内容についても記載すること。

⑨ スケジュール

契約から完了までのスケジュールについて、函館市との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、イベント告知・宣伝、参加者等の募集、イベント運営、実績報告書の作成など、業務の一連の流れがわかるように記載すること。

なお、受託候補者と函館市との契約締結に向けた協議開始は、令和元年（2019年）8月下旬頃、また、契約締結は9月上旬頃を予定しています。

⑩ その他

応募会社の概要として、貴社の概要について記載してください。

また、類似事業実績として、本業務に類似する実績等を記載してください。さらに、過去の実績で貴社が強調したい点があれば記載すること。

（3）提出部数等

① 提出部数等

正本1部、副本10部

それぞれに表紙をつけ、表紙に企画提案者名を記入した正本を1部、記入していない副本を10部提出してください。

また、書類は必ず、ダブルクリップ等で止めてください。（ホチキス、製本テープ不可）

② その他

ア 電子データによる提出は認めません。

イ 「（1）様式等」に定めるもの以外の書類等は受理しません。

9 審査に関する事項

（1）受託候補者の選定方法

本件業務プロポーザルの審査は、市が設置する審査委員会で企画提案書等を審査基準に照らし合わせて総合的に審査し、合計点数が最も高い提案者を受託候補者とします。ただし、最上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により受託候補者を決定します。なお、審査の結果、提案者すべてが最低基準点（全体の6割）に達しない場合、受託候補者を決定せず、再度募集することがあります。

なお、提案者が1者のみの場合には、審査により最低基準点を超えた場合に限り、受託候補者として決定します。

（2）審査委員会の設置

本件業務プロポーザルに係る審査は、次に掲げる委員により組織された審査委員会が実施します。

・経済関係者

- ・観光関係者
- ・函館市職員

(3) 第一次審査（書類審査）

提出書類により第一次審査を実施します。

- ① 審査委員会は、提出書類を審査したうえ、第二次審査参加者を選考します。
- ② 第一次審査通過の提案は上位3者とし、応募件数が3者以下の場合は、第一次審査を省略することとします。

(4) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

第二次審査は、第一次審査を通過した者からの提出書類について、プレゼンテーションによる審査を実施し、受託候補者を選定します。

- ① 出席者は、一提案者あたり3名までとします。
- ② プレゼンテーションは、一提案者あたり、説明（20分以内、パワーポイント使用可）、質疑（10分以内）で実施します。
- ③ プレゼンテーションによる審査の実施詳細については、第一次審査通過者に別途通知します。
- ④ プレゼンテーションによる審査および提出書類を総合的に勘案して審査します。なお、応募者が1者の場合にも、第二次審査を実施します。

(5) 審査結果の通知

- ① 審査の結果は、審査終了後、応募者全員に対して書面で通知します。
- ② 受託候補者名については、市のホームページ上で公表します。
- ③ 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受付ません。

(6) 審査基準

企画提案の審査項目および配点は以下のとおりです。（各委員100点満点）

- ① 企画提案の内容について **40点**
 - ア 業務目的を踏まえた企画となっているか
 - イ 観光客および地域住民が興味を持つ「光」をテーマとした企画内容となっているか
 - ウ 広報等に工夫があり、多くの集客を見込める企画となっているか
- ② 業務実施の実現性について **30点**
 - ア 運営体制やスタッフ配置などは適切であるか
 - イ イベント実施や業務処理にあたり、組織体制や外部機関との連携などは十分であるか
 - ウ 無理のない業務スケジュールとなっているか
 - エ 安全面や衛生面、雨天や荒天などへの対策は十分なものとなっているか

③ 過去の類似業務取扱実績について 10点

ア 当該業務の円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか
(統括責任者および業務担当者の実績を含む)

④ 同時期に開催されるイベントとの連携について 10点

ア 同時期に開催される光のイベントと連携し、相乗効果が図られるような企画となっているか

⑤ 見積価格について 10点

ア 積算に妥当性があり、経費の抑制などの工夫があるか

10 契約に関する事項

市は、本件業務プロポーザルにより受託候補者として選定された者について、その承認を行ったのち、所定の手続きにより当該業務を委託します。

ただし、失格その他の理由により、受託候補者へ委託することが不可能となった場合には、次点者と契約に向けた協議を行います。

なお、当該業務の委託内容は締結する委託契約書によるものとしますが、業務期間は、令和2年(2020年)3月31日(火)までとします。

11 その他の事項

本件業務プロポーザルに係る応募費用、応募書類に関する取扱いは次のとおりとします。

- ① 応募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出期限以降における参加申込書および企画提案書の差し替えならびに再提出は認めません。
- ③ プレゼンテーションによる審査に参加しなかった場合には、企画提案書は無効とします。
- ④ 応募書類は返却しません。
- ⑤ 応募書類に係る著作権は、各応募者に帰属します。
- ⑥ 本業務を遂行する上で必要となる著作権等について必要な手続き等がある場合には、当該手続き等は受託者が行うこととし、著作権等の使用料その他必要となる費用は全て委託料に含まれることとします。
- ⑦ 応募書類は、本件業務プロポーザルに関わる業務に用いる場合は、市が無償で複製し、使用することができることとします。

はこだてひかりのガーデン企画運営業務委託仕様書

1 業務名

はこだてひかりのガーデン企画運営業務

2 開催日時（予定）

令和2年（2020年）2月8日（土）・9日（日）16:00～20:30

3 委託期間

契約締結日から令和2年（2020年）3月31日まで

4 事業の概要

（1）目的

函館市では、北海道新幹線の開業により観光客は増加したものの、夏季に比べ冬季に半減する傾向に変化がないことから、世界一とも称される夜景を有する函館において、その「光」をテーマとしたイベントを開催し、冬季観光客の更なる誘客や元町エリアを中心とした観光スポットの賑わいの創出を図ることを目的とします。

（2）事業主体

函館市

（3）業務内容

① はこだてひかりのガーデン企画運営

イベント会場においては、元町エリアのロケーションを活かした「チューブスライダー」イベントのほか、観光客や地域住民をはじめ市民が楽しむことができ、興味を持つような「光」をテーマとした会場造成・イベントを企画し、安全かつスムーズな運営を行うこと。

なお、企画の中に、地域の小学生が参加しやすい企画を盛り込むこと。

② 同時期に開催されるイベントと相乗効果を図る連携企画

観光客をはじめ市民に対し、当該イベントのみならず、同時期に開催される光のイベントも回遊してもらい、函館の冬を楽しんでもらう仕組みを企画すること。

③ 地域住民との連携およびイベントに関する周知

地域の町会や近隣の小学校などと連携を図りながら、イベント参加者の確

保やイベントに関する周知（交通規制等を含む）を図ること。

④ 共催企画との一体的な運営

本事業については、共催者と一体的なイベントを実施することから、市のみならず、共催企画についても調整を行い、安全かつスムーズな運営を行う。

⑤ その他必要な業務

ア 飲食ブースおよび飲食・休憩スペースの設置

温かい飲食を提供できる店舗を誘致するほか、来場者が暖を取れる飲食・休憩スペースの設置すること。

イ イベントタイトル看板等の作成・設置・撤去

イベント内容や会場図がわかるような案内看板を作成し、会場内および会場入口に設置すること。

サイズ：W1,800mm×H900mm以上

言語：日本語、英語、中国語（繁体字）の併記

ウ チラシ・ポスターの作成

イベント周知のため、チラシ・ポスターを作成のうえ、日本語のほか、英語、中国語（繁体字）を併記すること。

エ WEB等を活用した広報展開

イベント周知のため、函館市公式観光情報サイトはこぶら、函館市公式サイト函館イベントガイド、はこだて冬フェスティバル公式サイトなど、各種情報サイトへ基本情報の提供を行うほか、効果的な広報宣伝を企画すること。

オ ごみ処理等

イベント会場は常に清潔な状態を保ち、イベントで発生したゴミについては、イベント終了日の翌朝ごとに搬出し処理を行うこと。

※回収ゴミ保管場所の設置（ゴミが散乱しないよう配慮すること）

カ 警備

イベント会場の準備開始からイベント終了撤去までの期間、会場および会場周辺に警備員を配置し、来場者の安全を確保するとともに、イベントの開催に支障が生じないように交通規制を含め警備を行うこと。

キ 来場者へのアンケート調査および結果分析

・アンケート項目は市が作成するので、質問項目を英語および中国語（繁体字）に翻訳してアンケート用紙を作成のうえ調査を実施すること。

・選択肢形式以外の自由回答の記入内容を日本語に翻訳し、アンケート分析結果を報告書にまとめ提出すること。

・日本人のイベント参加者についても、アンケート調査を実施のうえ、分析結果を報告書にまとめ提出すること。

⑥ 実績報告書の作成

イベント終了後、実績報告書を作成のうえ、アンケート分析結果と一緒に

提出すること。

⑦ その他

イベント期間中に怪我や万が一の事故に備え、イベント保険に加入すること。また、上記業務の遂行について、内容の修正、変更、追加が必要となった場合には、市と協議のうえ決定するものとする。

5 その他要件・留意事項

- (1) 本業務を遂行する上で必要となる各種手続きは受託者が行うこと。
- (2) 本業務について、来場者の安全確保およびイベントの開催に支障が生じないよう、イベント会場の除雪・排雪など受託者が行うこと。